

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業の事業計画に定める施行地区及び設計の概要についての変更を表示する図書の写しを土地区画整理法第55条第10項及び同条第13項の規定により、公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

令和7年7月1日

京都市長 松井 孝治

1 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

2 縦覧時間

市役所開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで

（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）